

しょう しゃ せいさくていげん さ ぽ ー た ー せいど  
障がい者による政策提言サポーター制度

へいせい ねん ど だい かい し じんほうこくかい  
平成21年度第1回市民報告会

にち じ へいせい ねん がつ にち にち ご ご じ かいかい  
日 時 : 平成21年12月13日(日) 午後2時開会

ば しょ さっぽろししちょうかくしょう しゃじょうほうせんたー だいかいぎしつ  
場 所 : 札幌市視聴覚障がい者情報センター 大会議室

○我妻 それでは、定刻になりましたので、ただいまから障がい者による政策提言サポーター制度の市民報告会を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきますサポーターの我妻です。どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、サポーターを代表して、黒田サポーターから皆様にごあいさつを申し上げます。

○黒田 皆さん、こんにちは。

私は、サポーターの代表をさせていただきます黒田です。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、日曜日で、おくつろぎの時間帯にもかかわりもせず、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、皆様方には、常日ごろ、私どもに対してご理解とご協力をいただきまして、まことにありがたく、この場をかりてお礼申し上げます。

さて、このサポーター制度は、平成15年にスタートした事業でございまして、過去6回にわたり提言書を提出させていただいております。そのうち、平成20年9月には、交通費助成制度の実施時期、平成21年4月だと思っておりますが、それを延ばすようにという提言をさせていただきます。また、本年4月には、見直しにつきまして、削減せず、またよりよい充実にしたものにしてほしいということを含めた提言もさせていただきます。

本日の報告会には、過去に皆様方よりいただいた貴重なご意見について、(市役所の)各担当部局の担当者と顔を突き合わせ、進捗状況をお聞かせしていただいたものを皆さんにお返し、またご報告できればいいかなというふうに思っております。テーマとしましては、こちらの方にも記載してありますけれども、防災、住宅、教育、就労について、各サポーターからお話しできればいいかなというふうに思っております。

なお、本日は、札幌市より担当課の課長、係長にお越しいいただきまして、まことにありがとうございます。

私たちは今後とも、皆さんの声を聞かせていただき、障がいのある人もない人もともに住みやすいまちづくりができればいいかなと考えておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

ありがとうございました。

○我妻 つぎまして、各サポーターから自己紹介をさせていただきます。

皆さんから向かって右側の相原さんから自己紹介をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○相原 皆さん、こんにちは。

相原正義と言います。障がい種別は精神障がい者です。

日ごろ、精神障がい者の施設の障がい者スタッフをやっておりまして、前年度からサポーターの仕事にかかわり、去年は交通費助成削減に反対するこちらの意見を、随分、市

とおせて成果が上がったと思っています。ことしも引き続きやってきましたので、ぜひ、皆さん、報告の方を聞いていただきたいと思ひます。

以上です。

○片石 私は、片石松蔵と申します。障がい種別で言えば視覚障がい者です。

人口比率にしても、札幌の障がい者比率にしても、視覚障がい者はふえているといえども、さほど多いわけではないです。しかし、一たん視覚障がい者になった場合の日常生活の暮らしづらさとかは大変なので、その部分を何とか札幌市の施策に結びつけていこうということで、今、頑張っていますので、より一層、皆さんからの私たちサポーターに届ける声が多いことを願っています。よろしくお願ひいたします。

○黒田 黒田です。

交通事故による中途障がいで、腰椎と左下肢に障がいが残っております。よろしくお願ひいたします。

○鈴木 鈴木です。障がい種別は知的障がいです。

ふだんは、札幌市の協働事業の方を活用させていただきまして、喫茶店の方で障がい者スタッフとして勤務させていただいております。

本日は、私たちの報告が声として少しでも届けばいいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○佐藤 佐藤由美子です。知的と精神の障がいがあります。

昨年からサポーターをしているのですが、今年入院をしていたので、余り活動に参加できませんでしたが、少しでも皆さんの声を反映させたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○山本 初めまして。

名前は山本と申します。

聴覚障がいであります。手話を使って暮らしております。今も、手話通訳を介して皆さんからの意見をお聞きして、聴覚障がい者の私ですが、ほかの障がいの皆さんの意見もいただひて勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○若能 若能久蒼と申します。身体障がい者の肢体です。

昨年度からサポーターとして参加させていただいております。未熟者ですが、皆様のご意見を市政に反映するために頑張りますので、よろしくお願ひいたします。

○我妻 最後になりますが、本日の司会進行役を務めております我妻と申します。障がいは身体障がいです。脊髄の腫瘍による下半身まひということで、中途障がいです。

引き続き、皆さん方の意見をいただきながら、市政に反映をしていきたいと思っておりますので、きょうの報告会に限らず、広く皆様方からご意見をいただければいいかなというふうにお願ひしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局として、札幌市の障がい福祉課の天田課長にごあいさつをいただこうと思ひます。

天田課長、よろしくお願ひいたします。

○事務局（天田障がい福祉課長）皆様、こんにちは。

札幌市保健福祉局障がい福祉課長の天田でございます。

障がい者による政策提言サポーターによります平成21年度市民報告会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

まず、本日は、年末の大変お忙しい中、報告会にお集まりいただき、まことにありがとうございます。また、皆様には、日ごろから札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、感謝を申し上げます。

さて、先ほど黒田代表からもお話がありましたように、政策提言サポーター制度は、障がいのある方のご意見を市政に反映させるために平成15年にスタートいたしました事業でございます。今回は、初めての試みとしまして、市民報告会を開催し、サポーターの皆さんが市政課題についてワーキング会議や市役所担当課との意見交換などを通じて検証した結果を市民の皆様方にご報告していただくことにいたしました。今回のテーマは、防災、住宅、教育、就労の四つの分野についてですが、サポーターの皆様からのご報告をもとに、お集まりの皆様方のご意見もいただければと思っております。

最後になりますが、今後とも11名のサポーターの活動につきまして、皆様方から温かいお力添えをいただきますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○我妻 ありがとうございます。

続きまして、皆さん方にお配りしています資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の報告会の「次第」というものが1枚あるかと思ひます。続いて、「障がい者による政策提言サポーター名簿」というものが1枚あるかと思ひます。それから、「障がい者による政策提言サポーター制度意見提出用紙」が1枚あるかと思ひます。それから、ホチキスどめになっている「市民報告会提言書の検証結果から」というものが1冊あるかと思ひます。

資料については以上になっております。もし足りない方がいらっしゃいましたら、受付の方までお申し付けください。

次に、報告会の進め方についてご説明いたします。

今回、四つのテーマについて、それぞれ担当のサポーターからご説明をさせていただきます。その四つのテーマは、防災について、住宅について、教育について、就労について、この四つのテーマについてお話しさせていただきます。

なぜ、この四つのテーマかということをご説明いたします。

この四つのテーマは、過去に皆様方から寄せられた要望、提案、提言の項目の中で最も多かったものです。それらの取り組みがどうなっているのかということをごサポーターで改めて検証を行いましたので、そのことについてご説明させていただきます。その説明の後に、会場の皆様方との懇談の時間に充てたいというふうにおもっております。

以上が簡単な本日の流れとなります。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、早速ですけれども、まず、防災のテーマについて片石サポーターから説明いたします。

よろしくお願ひいたします。

○片石 片石でございます。

防災について報告するのですが、座らせていただきます。

まず、私たちにとって生々しい記憶としてまだあると思うのですが、1995年1月17日、阪神・淡路大震災が6、250名もの尊い人命を奪いました。この衝撃というのは、ずっと地震災害が続く上での対策のもとになっている災害だったというふうに思っています、これ以降、自治体あるいは国などで急速に災害対策が進んできているというふうに思うわけです。

しかし、もう一つ、14年もたつことによって、災害に対する記憶も風化しつつあると同時に、防災意識も薄れていくということで、やはり、私たちはどこかで声を上げなければということで、これまで出てきていたうちの防災についても、私たちの検証という作業を通じて、こういう報告書を出すこと、それから、こういう市民報告会を開いて防災に対する認識を確認することに私たちは心を砕いたつもりであります。

さて、具体的に言いますと、私たちは、要援護者というふうに言われています。援護を必要とする人たちということです。これは、特に障がい者とか高齢者とか、いわゆる災害弱者の人たちが要援護者として元気な人たちに救出をお願いするわけですが、それについて、どこに避難所があるだとか、どういう避難の仕方が今システムとして確立されているのかなどについて、ガイドラインとか、あるいは、ハンドブックという形で市民に知らされることになっております。そして、地域の既存組織が支援母体になっています。これは、阪神・淡路大震災のときにも確認されたことですが、行政の力にも限界があります。やはり、そこに住んでいる市民だったり町民がお互いに力を出し合わなければいけない。行政もそれなりにちゃんとした役割を負いつつも、市民とともに手を携えた体制を組まなければいけない。つまり、自助、共助という体制がやはり必要だというふうにごで言われています。

この報告書の内容そのものについては、皆さんには後ほど読んでいただければと思うのですが、私がやってすごく感じたのは、私は、今、中の島のマンションに住んでいます。その自治会長にこのハンドブックを見せまして、「このハンドブックというのを見たことがありますか」と聞いたときに、「実は初めて見るのです」と。平成20年度に作成されて、まちづくりセンターとか区民センターなどにあるので、手に入れようと思えば手に入るものですが、それがなかなか市民に行き渡りません。しかも、マンションなり町内会をまとめている人たちの認識も十分ないということの中で、防災問題については非常に危機意識を感じました。そういう意味では、私たちは、きょうここに集まれた皆さんも含めて、防災の意識というのは、だれかに責任を問うということだけでなく、やはり、みず

からもう1回持とうということがすごく大事なのではないかなというふうに思うわけです。

そういうことで、私たちは、どこに逃げたらいいかとか、どこが避難所なのかについては、本当に、果たして自分の避難所を覚えているのだろうかということをまず手始めにするとか、それから、何を一番に持って逃げたらいいのだろうかとか。自分で火事を出さなくても、もらい火だってあるわけですから、そういうことも含めて何を持ち出さなければならぬのかというのは、ふだんから心がけていないとだめなものですから、そこら辺について、私も含めて認識を新たにすることがあるかなというふうに思います。

最後に、行政側に、どこに障がい者がいるのかというふうなことなどを情報提供できないのかということについて伺いました。しかし、ネックになるのは個人情報保護法で、行政の持っているデータを地域の支援母体などに提供することはできないので、あくまでも、災害弱者である障がい者とか高齢者が、私は障がい弱者なのでぜひ避難を助けてもらえる対象にしてほしいという登録をしなければいけません。そういう意味では、私たち障がい者が、周りに障がい者がいることがわかったら、登録しようよという呼びかけをしないと地域住民の支援の対象に加わることができないという問題が今あります。そうであれば、なおさらのこと、私たち自身が周りの人たちとコミュニケーションをよくとりながら、それから、周りに障がいを持った人、お年寄り、病人がいることをお互いによくつかみ合うことが大事なのではないかなというふうに思うわけでありませう。

こういうようなことをもっと整理させた形で書いてあるのが、この報告書です。

終わります。

○我妻 ありがとうございます。

続きまして、住宅のテーマについて、相原サポーターから説明いたします。

恐れ入ります。これから3人のサポーターが続けて説明させていただきますが、ゆっくり目にお話しただけだと、要約筆記と手話通訳がうまく伝えられますので、気持ちちょっとゆっくり目に話していただければと思います。片石さんは問題ありませんでした。

では、相原さん、よろしく願いいたします。

○相原 先ほどあいさついたしました精神障がいの相原正義と申します。

住宅の問題について話させていただきたいと思っております。

着席させていただきます。

私は、長年、20年以上障がい者をやってきて、今のすみれ会という当事者の団体で仕事をするようになってから、このような場所なんかに派遣あるいは参加するようになりました。そもそも、僕は、障がい者運動をやって間もないし、住居の問題の専門家では全くなかったのです。なのに、なぜ、私が、今回、サポーターとして住宅を精神障がいの問題として取り上げたかといいますと、僕の知り合いから、グループホームというたくさんの人で共同で住む施設から独立して住みたいのだけれども、お金がないから市営住宅に入りたいと相談を受けました。そこで、一緒に、市営住宅の管理公社あるいは窓口に行つて、資料を取り寄せ、「僕たちは精神障がい者なのですけれども、ひとり身で市営住宅に

入れますよね」と聞いたら、「いや、いろんな条件があるのです」と言われました。パンフレットを見ると、精神障がい者に限らず、生活保護をもらっている人はある意味では入れるのです。でも、僕が同行した、入りたいと言っている相手は、生活保護ではなく、障がい者年金だけだったので、その条件が満たさないので彼女は入れない可能性があるのです。それでは、どういう条件があれば入れるのかと聞いたら、身体障害者手帳の1級から4級の手帳があれば入れると言われたのです。僕たちは精神なので、身体の手帳とは違うのですよと言っても、「それでは入れません」と言われたのです。

論点を整理しますと、札幌では、生活保護を受けていない精神障がい者あるいは知的障がい者は単身では市営住宅に入居できないのです。そういうふうな仕組みになっているのです。なぜかと窓口で問い合わせたら、そうなっていると。何でかと、何度、問い合わせても、そう決まっているのだから、規則なのだとされました。こうやって、僕たちが札幌市当局に改めて説明を求めるときかけになったのは、そのような僕と周りの人のプライベートな事情があったからです。

細かい資料が5ページ、6ページにありますけれども、今、私が話したことに関連して、補足する意味で少し述べさせていただきます。

(1)の市営住宅の現況と(2)の市営住宅の障がい者に対する取り組みについては、ここではちょっと置いておきます。

(3)の市営住宅の申し込み資格、入居条件については、実質的に精神障がい者に対する一番の差別に当たるところですが、私が今言ったことを少しだけ補足します。

まず、ポツの二つ目の市営住宅パンフレットの単身向け住宅の申し込み資格中、(8)の②はというところがありますが、(8)はたくさん項目がありますけれども、1個でも満たせば(8)という項目の条件を満たすのです。その1個が身体障害者手帳1級から4級の者、これは身体だけで知的や精神の障害手帳は全く入っていないのです。ここが、今、実は自立支援法なんかで問題になっている3障がいの一元化に矛盾するようなポイントがあると思われまます。

そして、次に書いてありますけれども、しかし、国の法令で公営住宅法というのがあるのです。それを見ると、障がい者は差別せず、身体も知的も精神も含まれるとしています。つまり、札幌市の基準と国の基準が矛盾しているのです。札幌市の市営住宅は国の公営住宅法に従うべきであると常識的には思われるのですが、今読み上げた下から、何で札幌市は特に精神障がい者を単身で市営住宅に入れられないかという説明になっております。

非常に難しいのですが、簡単に論点を言いますと、公営住宅法では、精神上、著しく障がいがあるためにいつも介護が必要で、居宅において介護を受けることが難しい者などを除くと、要するに、著しく難しく自分の面倒を見られそうもない人は入れないというふうなことが公営住宅法に書いてあると。さらに、これに関して国が通達を出していて、仮に知的や精神の場合については、いつも介護を必要としない場合、つまり、あるときだけ介護が必要であっても、常時の相談対応や緊急時の医療機関などへの連絡などの居住支援、

住んでいるだけで、精神障がい者、知的障がい者には、介護ではないけれども、いつも支援が必要だから、そのような支援をする行政側の体制が札幌の場合にはまだないと言うのです。

これが、最後の段落に書いてあることです。現在のところ、札幌市においては、精神障がい者及び知的障がい者が市営住宅に入居するに当たって、これらの方々に対する常時の相談体制や地域のサポートなどの居住支援体制が必ずしも十分に整っているとは言えないと判断される。また、当該、居住支援体制の状況を判断するための福祉部局との連携体制についても十分に整っているとは言えない状況であると。つまり、精神障がい者、知的障がい者が単身で市営住宅に入っても、私たちはあなたたちの面倒をちゃんと見られないのだから、市としては責任を持ってあなたたちを入れてあげられない、あなたたち自分で面倒を見られないのだから、おれたちが面倒を見なければいけないけれども、おれたちは十分に面倒を見てあげられないから、あなたたちはまだ住めないのだよと、一言で言えばそういうふうなことを市は言っていると僕は解釈します。

そういうような問題点を解消して、精神障がい者、知的障がい者が単身で公営住宅に入れるためには、市がケアあるいは居住支援が必要だというのなら、それを市にやってもらいたいと思います。まだ整っていないので入れられないのではなくて、ちゃんと整えて入れてください。それから、整えなくても、僕たち障がい者当事者はお互いの仲間のサポートでグループホームやいろいろなところで住んでいるのですから、知的や精神の人も、身体と同じように、支援がなくても特別な面倒をかけることもなく単身で普通に生活できるのではないかと僕は思います。

ちょっと早い口調で難しい話だったかもしれませんが、要するに、札幌市の市営住宅に精神障がい者が単身で入れないというのは公営住宅法という国の法律に矛盾しているし、札幌市は、僕たちは介護や生活支援を受けなければ一人では絶対生活できない、僕たち精神障がい者は生活の余力がないと決めつけているのです。別にそういうことはないと思います。僕たちは普通に生活している人がほとんどなので、市営住宅でも普通に生活させてくださいというのが、僕たちの主張です。

以上です。

○我妻 ありがとうございます。

続きまして、教育のテーマについて、若能サポーターから説明いたします。

○若能 教育に関しましては、私、若能から報告させていただきます。

平成16年度から、提言として寄せられましたご意見の中で、複数年にわたり多く寄せられたご意見をもとに、二つの観点から、まず一つ目は、障がい者に関する理解促進に関する教育の取り組みについて、もう一つは、障がいのある子どもの就学、受け入れについて、関係部局、札幌市教育委員会と意見交換させていただき、冊子の7ページから8ページに掲載してある5項目について回答が得られました。ここでは、その概要と多少の補足をお話しさせていただきます。

(1) 社会福祉協力校の取り組みについては、障がいについての理解や福祉に関する理解の促進に効果的であり、これまで9割以上の学校が指定を受け、今年度から再指定をされている学校もあるとのこと。その一例として、啓明中学校では、平成17年度から全学年に対し、継続的かつ計画的に福祉教育に取り組んでおり、内容としては、アイマスクや車いすなどの疑似体験、札幌市の出前講座、NPO法人の方による講演会などが上げられます。

(4) の福祉教育総合的学習の推進についてでも述べられていますが、このような学習への取り組みには各学校でばらつきがあり、一部の学校で実施されているのが現状です。広く浸透させていくためには、今後は、社会福祉協議会等と連携を図りながら、障がい者を講師として招く仕組みづくりに着手していきたいと言っておられました。

また、理解促進という意味で、(2) の福祉読本については、札幌市保健福祉部発行の「バリアフリー大研究」が市内の小学校6年生を対象に福祉学習の副読本として配付され活用されているそうです。これが、「バリアフリー大研究」のコピーです。

(3) 学校での障がい児の受け入れについてですが、平成19年に特別支援教育が制度化され、教育センター、幼児教育センターなどで就学に関する保護者からの相談に対応する仕組みが整っているとのこと。また、就学中の児童、生徒の中で特別な教育的支援が必要な場合は、札幌市学びのサポーター活用事業で対応しているとのこと。これは、教員の補助として支援していただく有償ボランティアのことです。主に定年退職された元教員や保育士の方が携わっていらっしゃるそうです。今年度、平成21年度では、約200校で活躍されていますが、予算上の制限もあり、需要に対し供給が追いついていないのが現状です。

これは、募集案内のコピーです。

最後になりましたが、(5) の教員に対する研修についてお話しいたします。

研修には、初任者研修と専門研修があり、どちらも福祉講座が設けられています。障がい者による講演を通じて、障がい者の目線に立った学習を行っているとのこと。それに対し、サポーターから、「学校における障がい児へのいじめや教員からの体罰が存在するという新聞記事を目にすることがあるが」という問いに、札幌市教育委員会では、毎年、いじめの調査を行い、まず学校でその実態を把握し、教育委員会で追跡調査を実施していると言っておられました。体罰に関しては、人権侵害に当たるため、実態を把握していくとともに迅速な対応が必要となるとも言っておられました。

以上をもちまして、教育に関する報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○我妻 ありがとうございました。

それでは、最後に、就労のテーマについて、鈴木サポーターから説明いたします。

○鈴木 ただいま紹介になりました鈴木と申します。

座らせて、就労の方のご報告をさせていただきたいと思っております。

私自身、先ほども自己紹介で説明したのですけれども、札幌市の事業を活用しまして喫茶店で勤務していく中で、やはり、働くということに関して、一番、現実問題として雇用情勢が厳しい中で、日々、いろいろと考えていました。やはり、就労をするというのは、生活していく中でも一番大切なものだと思っております。その中で、過去の提言項目の中で一番多かったのが障がい者雇用への促進、所得補償だったので、それを中心にしました。そして、ほかの提言項目とは違いまして、8月下旬より、直接、市の担当部局の係長から、現在、札幌市で行っている単独の就労支援事業のほかに、現在の障がい者の雇用の状態と、それから、現在、国で定められている法定雇用率、また、いろいろな事業のほかにどんなものが一番伸びているのかなどという話について、サポーターを含め、実際にどういう状態だという説明とを受けての話となりました。

そんなこともありまして、報告書の方ですけれども、9ページ、10ページをごらんになっていただきたいと思えます。

そういう状況もありまして、全部を検証しようというよりも、ほとんどまとめとして9項目、主に雇用関係も含めてあります。新たな提言として、それを受けて5項目ございます。今回は、先ほども話しましたが、一番多かった検証の柱として主に障がい者雇用と所得保障をメインとして活動してみました。

障がい者雇用につきましては、民間企業への障がい者の雇用の働きかけと、障がい者が企業へ就労した後の配慮と、会社での受け入れ体制、それから、やっていく中で私自身がすごく感じていたのですが、障がい種別によってちょうど職種が限られてくるという現実が見えてきました。そんなこともありまして、固定化されるという傾向があることも進めていく中でわかりました。

さらに、企業への雇用を進めていく上で、札幌市の方でもやっておられます障がい福祉計画の基本理念を市が進めていくのであれば、そちらもあわせて障がい者への理解を深めてもらうことも重要なのではないかとのお話などもありました。

それから、一番多い所得補償についてですけれども、やはり、まだまだ雇用が進んでいないという厳しい現実の中で、作業所などの福祉的就労から一般就労への移行が徐々にあってもよいのではないかとこの点と、あわせて、障がい者の所得補償をする取り組みがあった方がいいのではないかとこのこととなりました。詳しくは、報告書を読んでいただけたらうれしいです。

提言の方は、合わせて5項目を載せております。そちらは、上の1から9までの9項目のまとめを受けまして、主に札幌市レベルで実際にできるものを中心にサポーターで議論を深めた結果、5項目を記載されております。そちらも、あわせて一読していただけたらうれしいと思えます。

また、こちらの報告書の方には記載されておませんが、札幌市の部局内でも障がい者をちょっとずつ雇用しているというお話を受けております。部局内での法定雇用率が未達成の部局に関しては、達成できるようにこれからもちょっとずつ働きかけを行っていただ

ければ、私たちサポーターとしてもうれしいです。

就労の報告は以上です。

○我妻 ありがとうございます。

それでは、ここからの時間は、先ほどご説明をさせていただきました四つのテーマにつきまして、会場の皆さん方から、ご意見とか、ご質問があればご質問などもいただきたいというふうに思っております。

なお、発言に当たりましては、なるべく多くの方々に発言の機会を保障する上でも、簡潔にお話しいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、どなたかいらっしゃいませんか。

○フロア ●●(事業所)の●●です。

今の四つのテーマでご紹介しました中で就労というのですが、●●さんの方からの相談なのですけれども、この間、●●(事業所)さんの●●(事業所)さんの会議で、今度、給料が分割されるのです。●●(事業所)は、これ以上、売上げの給料から分割してほしいという●●さんの方から案があったのですって。それ以上の負担が重ければ、これで●●さんは、4回ぐらい、黙っていますけれども、できれば売上げ分を、今、●●(事業所)さんはB型に移っているのですよ。その給料のやりとりが不安なのですよ。

今、元気ジョブというのが12月から開所しています。元気ジョブというのは札幌市が委託しています。そういった不安があれば、こういった不安があつて、仕事とか受け入れるかどうかちょっと仕事によっては異なることです。

以上です。

○我妻 ありがとうございます。

今、通所されているところの運営の部分で不安な部分があるということですよ。たまたま今発言していただいた方は●●さんとおっしゃいまして、市内のあるNPOの方に通われているのですけれども……。

○フロア ●●(事業所)ってありますよね。●●(事業所)と元気ジョブと、●●(事業所)も新たに入ったのです。その三つが……。

○我妻 ●●さん、ごめんね、会場の方は、●●(事業所)とか●●(事業所)とか知らない方がいっぱいいるので、ちょっと簡単に説明をしてあげないといけないと思うので、私から説明させてもらっていいですか。

○フロア いいです。

○我妻 NPOがあるのですけれども、その通われているNPOで幾つか事業所を持っています。そこは、形式がいろいろですので、はるかに一般就労に近いところから、いわゆる福祉的就労のところまで、そういう意味で言うと、その法人の中でも給与体系に格差があるという現実があります。●●さんは、そこら辺のことも含めてちょっと不安だということをお話を多分されていたのだと思っております。

けれども、●●さん、たしか、今週の水曜日か木曜日に、利用者の方々に対する説明会

がありますよね。そこで、法人側がきちんと説明することになっていると思いますので、そこでまた●●さんの意見を上げてみてはいかがでしょうか。そこで、●●さんの意見が通らない、おかしいぞというのであれば、それはまたサポーターの皆さんの方に相談していただくということで……。

○フロア 法人が当てにならないから、こっちに抗議しようということですか。

○我妻 でも、まずは法人の理事の人たちに動いてもらわないと、ここの私たちも札幌市の方も動けないのですよ。だから、まず、そこで理事の人にこうしてほしいということを頼んでみてください。それで、どうしても理事の人たちが聞いてくれないとか、わからないとか、説明が納得いかないというのであれば、そこで初めて私たちにまた上げてみてください。そうでないと、私たちは動けないのです。

そういうことでいいですか。

○フロア はい。

○我妻 そのほか、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

では、先に後ろの方からどうぞ。

○フロア 私は●●と申します。

就労について、ちょっとつけ加えてほしいと思ったことがあったので、話させていただきます。

障がい者の就労については、法定雇用が、一般の事業所であれば1.8%、公共であれば2.1%だったでしょうか、教育であれば2.0%、そして、それを満たしているならば奨励金、そして、満たしていないのであれば5万円の納付金を取るというような法律になっています。それに関する評価については出ているのですが、障がい者を取り巻く就労で問題になっているのは、それだけではなくて、給料の部分というのが最も重要な部分ではないかと思うのです。例えば、最低賃金法第7条の問題ですけれども、最低賃金法第7条においては、精神または身体の障がいにより著しく労働能力の低い者については、都道府県労働局長の許可を受けて最低賃金を除外して極めて低廉な賃金で酷使することが許される決まりになっております。一応、最低賃金法施行規則第5条においては、同一または類似の業務に従事する健常者の中で一番労働能率の低い者と比して、特定の障がいを持つ者の労働能力がそれと比べて明らかに低い場合に、その労働能力の低さに応じて賃金を下げることができることに法律上は一応なっています。しかし、現実には、同じ部署で、障がいを持つ者が健常者よりも仕事をできているにもかかわらず、最低賃金法第7条による許可がほとんど自動的におりているという現実があって、障がい者が働いても働いても時給100円台という酷使のされ方というのがマスコミ等ではしばしば報道されている現実があります。

そういう現実を考えると、ただ障がい者を雇用しているから評価するのではなくて、最低賃金をちゃんと守って雇用している、高い給料を払っているというところにも評価のスポットを当ててはどうでしょうか。

以上です。

○我妻 ありがとうございます。

いわゆる最賃除外のことでお話をいただきました。ご提案ということで受けとめてよろしいでしょうか。

そのほか、もう一人、手を挙げられていた真ん中の男性の方をお願いいたします。

○フロア 私は、精神障がい者の方々と日常のおつき合いをし、かつて共同作業所だとかグループホームとか、そのころはグループホームとは言わなくて共同住居という言葉で言っていましたけれども、最近はグループホームという言葉に変わってきました。そういうことをやっておりまして、現在は現場から去って予備役みたいな形でいろいろな方にお手伝いをしている●●と申します。

私は、住居の問題は非常に大きなことだと思います。相原さんから、市営住宅への入居のお話がありました。これも、随分長い間、何とかならないかという課題でございました。お聞きしますと、相当のサポートができる支援が伴っているのであれば、ひとり住まいでも入居が可能なように受けとめたのです。確かに、長い間、病院に入院していて、そして地域生活に移ろうという方々が、やはり地域での生活に自信が持てないとか、病院に長くいて、病院病にかかってしまっていて、地域がどんどこころなのか、それからいろいろな家庭での食事づくりとか整理整頓とんということにどうも自信がなくて退院できないというような人が随分います。ご承知だと思いますけれども、札幌は精神病院が非常に多いところですし、そういうところでも退院というようなことについては頭を痛めていると思うのですが、病院では、そういう地域に出た場合に、どうい生活をしていいのかというような指導がどうも乏しいように私は感じているのです。

そこで、地域の中でそういう支援をする人たちをつくっていくということが必要ではないのかと。私の知っている限り、札幌と国際姉妹都市になっているアメリカのポートランドの大学では、精神病院から出てひとボランティアの支援者をつくってしまっていて、そういう人たちに、こういう人が退院するけれども、ひとつお願いしますよということで病院と連携をとるわけですね。そういう組織があるわけです。そうして、こういう人が支援するけれども、どうですかと本人に聞きまして、いいですねということであれば、ボランティアの人と話し合いをして、よろしいということで病院の方も理解して、そして退院ということにして、実際、退院した後いろいろな生活上の支援をしていくという仕組みがあるわけです。

私は、そういうことをやっていくべきではないかとかねがね思っておりました。しかしながら、病院の方でもなかなかそういう人が見つからないというような話もあったりするので、考えてみますと、病院を退職されたソーシャルワーカーとか保健師たち、あるいは看護師たちには、家庭生活に入って老後を悠々自適するような方々がいる中で、そういうお手伝いをしてもいいよという人もいると思うのです。そういう人たちに相談して、そして仕組みをつくって、退院をしたい人に対してどのようなサポートをしていった

らしいのかということも検証していくというふうにして、そして地域で暮らせる人たちへの支援をしていく、そういう仕組みをつくれないうものかと思っております。

現に、保健師なんかでも、退院した人のお世話をしている人もいます。これを何とか仕組み化することができないかと。そういうことによって病院の方も退院させやすいということになるでしょうし、退院したご本人も、ひとり住まいもできるという自信もできて、退院してよかったとなるように、そういう角度から考えてみるということもいいのではないだろうかと思っております。

もう一つは、アメリカカンザス州にメンシガーフアンデーションという診療所がありますが、ここでもこのようなぐあいです。入院させないのですね。どういうふうに行っているかといいますと、病院に来た人たちは、1日、2日は病院にいてもらいますけれども、地域に戻すのです。その地域では、大学の先生でまだ卵の人たちが面倒を見ていくわけです。そして、毎日、病院に連れて来て、そしてまたというようなことで、地域精神医療の本当にモデル的なことをやっているところもあります。

そんなようなことも考えながら、精神障がい者の方は、長い間、病院にいる必要はないのです。たまたま親の都合だとか、いわゆる地域の精神障がい者に対する誤解だとか偏見だとかが満ち満ちているというようなこともあって、それで病気だからちょっとというような中で長期の入院をせまられている現実があるわけです。そういう観点からいっても、地域で世話をする仕組みをつくることによって可能になっていくのではないだろうかというふうに私は思います。

端的にというお話が長くなってしまっただけ申しわけありませんが、言うならば地域の受け皿を考えればそういうことで公営住宅にも可能ではないかというふうに思います。

私の提案でした。以上です。

○我妻 ありがとうございます。

ご提案ということで承っております。住宅に関連して精神障がいの地域支援体制についてのご提案だったかと思っております。

そのほか、どうぞ。

○フロア 私は●●と申します。

東部の社会福祉協議会に所属しております。昨年、介護ヘルパー3級の11回の講習を受けました。普通救命士技能も2年間続けてまいりましたけれども、私自身、昨年の4月からいろいろな病院へ行ってみてわかったことですが、平衡機能障がいということなのです。皆様方は聞いたことがありますか。私も病院をあちこち歩いてやっとわかったのですけれども、肢体障がいではなくて平衡機能障がいということで、昨年の4月からいまだに大変な闘病生活をしておりまして、その辺をちょっとお話ししたいと思います。平衡機能障がい者でございますが、この平衡障がいというのは西洋医学では治りません。東洋医学でなかったら治りません。それだけ申しておきます。提案でございます。

○我妻 ありがとうございます。

ご意見ということで伺っておきます。

真ん中の女性の方。

○プロア ●●と申します。

恥ずかしいのですが、初めてこういう障がい者による会に参加して、いろいろなご意見をお聞きしています。私は、初めてこういうことを聞いたので、多分、ちんぷんかんぷんなことを言うかもしれませんが、初めて聞いた人間はこういうふうに思うのだというを知っていただくにはいい機会かなというふうに思いました。

まず、防災についてですけれども、先ほど、避難所がどこにあるとか、本当にわからないのだろうなということがわかったのです。多分、私たち、普通の、言うところの健全者という方も知らない方は多いと思うのです。例えば、1995年の阪神・淡路大震災のようになったときには、そういう人たちも含めて右往左往ということだったと思うのです。

そういうことを踏まえた上で考えたのですが、健全者の方たち、要するに地域の方たちと、先ほど障がい者の住所を教えるのがどうのこうのというお話もありましたけれども、それに対してのメリット・デメリットはあると思うのです。そういうものを考えた上で、例えばマンションとか学校と一緒に防災訓練ではないけれども、とにかく具体的なことを一つずつしていくことが大切なのではないかなというふうに思いました。例えば、こういうふうにしたらどうだろうとかいろいろありますが、具体的に形にしてそれを続けていくことが大切なのではないかなというふうに思います。

これからのことを考えると、まず教育ですね。教育の中で、小さな子どもたちがだんだん大きくなって、小学校、中学校というところから、まずそういうガイドブックを配って、その人たちと一緒に、地域と一緒に、例えば震災になったときにこういう行動をするのだということを、具体的に、1年に1回でもいいですけれども、それぞれの地域で学校と一緒にやっていくとか、近場のマンションの方たちも交えて訓練するとか、そういうことを具体的にすることがまず大切なのではないでしょうか。それをするので、先ほどの障がい者の住所を教える云々の前に、一緒に参加することで地域の方たちが目を向けるということもあるし、そういうふうにしたらどうなのだろうかなど。とにかく、具体的に何か一つをする、それをプラスして、また次の年にはこうだったからこういうふうにしたらいいのではないかなというふうに、本当に具体的に何かすることが大切なのかなというふうに思いました。

それから、就労のことです。障がいの種別によって職種が固定化されるというふうにおっしゃっていましたが、今は本当に超氷河期の時代で、障がい者の方も以前から超氷河期になっていらっしゃるのだと思うのです。ただ、障がい者の方も、自分はこういうことはできないが、これはできるのだということをもっと具体的に示される部分もまた必要かなど。会社側では、多分、どうしていいかわからないということもあると思うのです。先ほど、せっかく能力があるのにちゃんとした賃金をいただけないというのもありました。それも、そういう部分であると思うのです。十把一絡げで考えられて、こうな

のだからこうなのだというのではなくて、それもまたシステム化というか、そういうことをきちんとやる。ここに役所の方がいらっしゃるから言いたいのですが、そういう部分もきちんと全部把握できるような一つの部署をつくる必要があるのではないかと。それもまた、本当に小さなことでいいから、まず一つを具体的にきちんと始めてほしいなど。

だって、就職する、自立するということが一人の人間が生きていくという上でとても大切ではないですか。どんなに少なくたって、やはり一人の人間として生きていくには就職、自分が働くということはとても大切です。私は、前に何かで障がい者の話を聞いたことがあるのですが、そのときに、学校を卒業しても就職場所がない、18歳以上になったら行く場所がないと。今は介護法が変わりまして、障がい者の方々が本当に行く場所がないという部分が出ているのだということを知ったことがあるのです。それも、やはり役所としてのそういう部分が欠如しているなどと思います。一人の人間として守っていくべきものが見えていないというか、何が大切で何が大切でないか、人間として働くのは当然の権利ですし、人間として生きていく上での大切なものです。それをちゃんと確保させてあげることが必要です。

そして、それをするためには、障がいのある方も、自分はこのことができずにはできないのだという部分をしっかりと見せてくれないと、どうしていいかわからないという部分が本当にあると思うのです。また、それをサポートしてあげる人も、きちんとある部署に行けばそれをサポートできるのだという部分が具体的なものとしてあれば、本当に進んでいくのではないかとこのように思いました。

あと、学校での教育の部分ですが、障がい者へのいじめというものがあるということもありましたけれども、地域でも住居の申請のときなどに一緒に行動するとか、そういうことを続けていけば、子どもたちが小さいころからそういう方たちと接したり、大人たちのそういう方たちに対する態度も子どもはやはり見えています。それは総合的な教育になるし、そういう部分で本当に具体的にこうするのだということをつくるべきで、そうでなかったら何十年たつたって、何百年たつたって変わらないような気がします。

だから、何でもいから、小さいことでいいから、一つ、まず絶対に具体化することをしていた方がいいのではないかなど、きょう初めてこういうことを聞いていて思いました。ちんぷんかんぷんなことを言っていたら済みません。

○我妻 ありがとうございます。

ご提案ということで承っておきます。いろいろ多岐にわたって具体的に指摘をいただきました。

片石さん、もしよかったら、ここでちょっとコメントをいただいてよろしいでしょうか。

防災の部分で、先ほどの要介護者の名簿とかプライバシーの部分についてのお話なんかもありました。それから、教育と絡めて、小さなころから教育をしていけば、そういう子どもたちは何かあったときに応援をしてくれる側の方に自然と回るのではないだろうかというお話もいただきました。あわせて、例えば、障がいを持っている方がお住まいにな

っているマンションとか住宅の防災訓練のときなどに、一緒にやっていって周りの人たちにも障がいを持っている人たちの存在を知ってもらうという方法もあるのではないだろうかというようなお話もいただきました。

その辺のことについて、ちょっとお話をいただければと思います。

○片石 ありがとうございます。

私もそうだと思います。小さなことだと思うのですが、今、マンション組合なんかでも、コミュニティづくりを進められているところもあると聞いています。場合によっては、不動産会社そのものがコミュニティをつくらうということで、そこに住んでいる住民に働きかけているということも聞いています。

そういう意味で、私は自分に声をかけてほしいものだから、今、去年から住んでいるマンションで会う人、会う人に、意識して必ず「おはようございます」「こんばんは」「おやすみなさい」ということを、一つの行動として欠かさずやるようにしています。そうすると、私への声かけがだんだんふえてきました。そういうことも一つの具体的な取り組みなのかなというふうに思っています。

それから、そういうことの中で、子どもたちに対しても、私たちへ声をかけていいかどうかかわからないという部分もあるので、子どもだという見くびりをせずに、一人の人間として僕らが接していくという点では、やはりちゃんとしたあいさつをしていけば、子どもも「おじさん」というふうにだんだん声をかけてくれるので、そういうところからいざ災害のときに声をかけてもらいやすい環境がつかれるのかななんて思っています。

○我妻 ありがとうございます。

代表の方でも、何か関連してありましたらお願いします。

○黒田 ●●さんのご提案は、至極、当然だと思います。

私の住んでいる地域で取り組んでいることを二、三ご説明させていただきます。

縁があって同じ地域に住むようになれば、障がいのある人もない人も、いろいろな人がいるわけです。そういう中で、一つは、転居されてきた方がいらっしやいましたら歓迎会をします。また、その逆に、長年、住んでおられて転居されたら、今まで住んでいただいてありがとうございましたということで送別会をします。

歓迎会をするということは、地域の住民がふえるわけです。今、町内会の加入率が非常に悪いと言われていますが、ただ待っていてもだめなのですね。歓迎会をするときには会費制ですのですけれども、町内会に入りなさいということは一切言いません。のどから出そうなほど言いたいのですけれども、言いません。そして、そのときには班長もいきます。それから、この地域には小児科や内科はどこにあるというマップも全部つくってあります。そして、顔を知ってもらいます。

それから、皆さんのところはどうかわかりませんが、一般的に札幌市の広報は、町内会に加入しているか、加入していないかにかかわらず、全戸に配ります。しかし、回覧板は配らないのですよ。私は、今のところに住んで10年ぐらいになるのですけれども、町内会

の役員とか総会で何回言っても全然実行しなかったのですが、昨年からやるようにしました。町内会に入っていないといっても、回覧板を回すことは地域の情報を共有することです。町内会に入っている、入っていないは関係ないわけです。そういう意味で、まず歓迎会をすとか、回覧板も全部共有する、そうしたら、何月何日に除雪があるとか排雪があるということもわかります。そういう取り組みをしていますので、加入率は非常によくなってきています。

私はビールが好きなので、単身者がアパートに転居してきたら、仲間と缶ビール6缶ぐらい持って行って一緒に飲みます。そういうことをしてお互いに顔の見えるおつき合いをすると、非常に気持ちのいいおつき合いができます。ある例を言いますと、私の隣に単身者のマンションがありますが、「黒田さん、済みませんが、あしたの朝は早くてごみを出せないから、お願いします」と言われたりして、そういうことでお互いにぎすぎすしたおつき合いではないです。

それと相まって、防災訓練ということもありますけれども、今、どこにそういう障がい者がいるということで手挙げ方式とかいろいろな方法がありますが、ご家庭に高齢者や障がい者がいる方などは、「うちにはこういう父がいるので、方が一、災害があったときにお願います」ということをみずから班長に言ってきてくれます。ですから、非常にいいおつき合いをさせてもらっています。

それから、先ほどの子どもが小さいときからというのは、今、私や私の友達も含めて、元気なおじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃいますね。これからパークゴルフもできなくなって、暇でどうにもならないようなときには児童会館へ行くとか、何でもやることはたくさんあると思うのです。無理強いをしてはいけないのですが、そういうおつき合いをしていますと、名簿がどうだとかいうようなプライバシーの問題はないです。集まったときに、冗談で、「そういうことを全然言ってこないだったら、方が一のときに助けに行かないよ」というのです。「だめだ。そんなことになったら困るからお願います」となるので、お酒を飲めばいいというものではないですが、ふだんから顔の見えるおつき合いをしているといいと思います。

それから、あいさつしても返してくれないという人もよくいますけれども、しつこいぐらい何回もこっちらからするのです。10回ぐらいしたら向こうからもするようになります。やはり、顔が違うように、考え方が違うのは当たり前ですから、集まったときにいろいろな意見がありますけれども、人の意見は否定しないでまず聞くということが大事ですね。門構えの「聞く」とありますけれども、小さい耳で門で囲まれていますでしょう。あの耳でなくて、大きい耳で十四の心と書く字がありますね。あいう気持ちで聞いて、自分の住んでいるところですから、よりよい地域にすればいいなということで、今、仲間とやっています。皆さんも、もうされているかもしれないですけども、参考にさせていただければいいものになっていくと思います。

○我妻 それでは、そのほか、会場の方からどなたかありませんでしょうか。

どうぞ、真ん中の女性の方。

○フロア 教育と就労の分野に絡むかと思うのですが、札幌市の外出支援、ガイドヘルプ事業について、これは早急に検討していただきたい要望としてお話しします。

障がい種別にもよりますが、同じ障がいでも一人一人の能力、置かれている条件で、困難というのはいろいろあると思うのです。私は、全盲の視覚障がい者の家族です。残存視力が幾らかあって、成人してから完全に失明しましたが、皮膚感覚とかが育つ余裕がなかったというか、家の中では歩行できますけれども、外での単独歩行は不可能なのです。そういう人たちが札幌市にも何人もおられます。

就労という意味では、分野は狭いのですが、学校教育で受けた分野の仕事につくことには割と恵まれている障がいではあります。ただ、自宅開業以外で言えば通勤というものがついて回るのですが、現在のガイドヘルプ事業では、通勤・通学に公的ヘルパーを使ってはいけないということになっているのです。私が結婚した当初、二昔にもなりますけれども、妊娠したとき、妊婦が事故を起こしても保険が出ないという除外規定があるような状態の中で、出産の前日まで朝晩送り迎えをせざるを得ませんでした。30年近くたった今もその状況は変わらなくて、もっと若い世代のケースで言っても、結局、年離れた母親など、要するに、視覚障がいの場合、家族介護が当たり前前の状況に置かれているのです。

日本の中では、ほかの方たちも同様のことがまだあると思います。身近な例では、80歳を過ぎたお母さんが路線バスで通勤をしている息子の通勤介助をしています。冬はこういう状態ですから、もうつるんつるんでお年寄りが歩くのは大変な状況の中で、息子の目がわりに歩くのですが、視覚障がいの息子にほとんどぶら下がるような状況で歩いているというのです。それでも目をかりなければ歩けないので、とりあえず今やっているのですが、いつまで持つか、もう何年か前からとても大変だというふうに悲鳴を上げているという状況を伝え聞いています。

こういうことが一向に改善されません。それは、とてもおかしなことだと思うのです。基本的に言えば、障がい者福祉というのは、どんな障がいであれ、障がいがあるがために障がいのない人と同じ社会生活ができない部分を公的に援助するのが役所の務めというか、行政の務めであるはずなのに。そのところは、札幌市のガイドヘルプ要綱でいけば、ものすごくいろいろな制約があります。私は前にもこの席で言ったことがあると思うのですが、本当に一市民として読んでいて恥ずかしくなるような要綱であります。担当者が少しずつ変えて、余りにもおかしなものは削除していく方向にありながら、通勤・通学を除外することについては、どうも早急に改善されるというふうなニュースが伝わってこない。でも、これはとても大事なことです。今はようやく趣味的なことにも使えるようなサービスになって、当たり前前のことですが、要するに健常者がやることはすべてやっていいわけですから、それが困難なときにはその公的サービスを使ってやるわけです。大人にとって就労というのはとても大事で、要するに働くことも権利なわけですし、子どもにとつ

たら学ぶことが義務ではなくて権利なわけです。そこに通うことに、いまだに家族援助が当てにされて行政は知らんぷりをしている。基本的に言えば、ガイドヘルプの中身というのは、すべてのことが可で、障がいを持っていない人が行動するのと同じことを障がいを持っている人が行動するときに、必要であれば、あらゆることに使えるのが当たり前だと思うのです。

ただ、そうは言っても、財政的な縛りは否定できないので、札幌市は、今は最大限60時間という規定があるのであれば、60時間のなかだけ、例えば1時間かけて通勤している人が毎日というのは足りないかもしれない。でも、足りる範囲は使っていていいとなるのが当然だと思うのです。何で障がい当事者の人たちが今まで声を上げていなのか、なぜこれが改善されないのか、私は不思議でしょうがないです。サポーター会議の中では、一体この問題はどうかというふうにおさえているのでしょうか。やはり、これは絶対おかしなことです。

○我妻 ありがとうございます。

どなたか、発言されるサポーターの方はいらっしゃいますか。

では、片石さん、お願いします。

○片石 片石でございます。

私も、やはり同じ視覚障がい者なので、よくわかります。

私も、財政的な制約を超えるわけにいかない場合もあるけれども、やはり、その人の必要度、ニーズというのはあるので、通勤・通学にも持ち時間の範囲では使えるようにすべきだなというふうには考えています。障がい者団体の席上では、よくそういう発言もするし、そういう文書を書いたりもしています。今の内容も、一つのご提案として受けとめて、これからの政策提言に生かさればなというふうには考えています。

○我妻 そのほか、サポーターの方で関連して発言はありませんでしょうか。

司会進行が余り言うてはいけないのですが、通勤・通学の部分では、既に幾つかの障がい者団体はかなり早くからこの点は問題であるとして指摘をしています。要望なんかも何度もかかされているという経緯もあります。

今、サポーターの中でもちょっと議論はしていますので、さらに、今いただいたご意見を持ち帰り、サポーターとして、提言書の中でどういう形で盛り込めるのかということも含めて、またちょっと議論したいと思います。

○フロア 行政の方もおいでなので、私は本当に何年も言い続けてきているのですが、ちなみに、今の時点ではこれがどういう理由で除外されているのか、お聞かせ願えたら幸いです。

○我妻 お願いします。

○事務局（森下自立支援担当課長） 障がい福祉課自立支援担当課長の森下と申します。

いつもお世話になっております。

今のガイドヘルプ、移動支援の関係で、通勤・通学、通所といった継続的に行われるような部分については適用を除外されるようになっております。これについては、今お話が

あったように、そういうことは障がいのある方が地域で暮らす上で非常に大きなことなので何とかしてほしいというご要望は今まででもいただいておりますし、我々としても大きな課題だというふうに考えております。通勤・通学、あるいは通所など、日々継続して通うものについて、その支援が全くだめだというようなことではなくて、何とかならないかというようなことでは我々も大きな課題だと思っているのです。ただ、先ほどから出ているような、やはり、今、移動支援に係る費用というものは莫大なお金がかかっております。結局、制度全体の中で、そういう新たな財源を確保するということが難しいというのが大きな問題になっております。

ご承知のように、移動支援事業というのは市町村事業という位置づけになっておりまして、国の個別の給付サービスと違って、国からの支援というものがされてこないというか、充実すればするほど市町村の負担が非常に大きなことになるというのが一つあります。当然、財源の関係というのも我々が制度の対象といったことを考える上で無視することはできないわけで、制度を安定的に運営していくということが一つはございます。ただ、実際に、サービスを使っていた方によりよいサービスを提供していくということは、やはり、今後非常に重要なこととなります。

今、実は、そういった移動支援をやっている事業者の方々とは意見交換をずっと続けてきておりますが、制度全体の移動支援のあり方で、例えば、資格要件がどうだとか、範囲がどうだとか、報酬単価がいろいろ違ったりとかいろいろあるのですけれども、制度自体にそうしたいろいろな課題があると思っておりますので、今、どういうふうにしたらいのかということについて、そういう事業者の方々とはずっと話し合いをしているところであります。そういった中で、課題となっていることの一つでも二つでも何とか改善できないかというようなことで、我々も、今おっしゃっていることがとんでもないことを言っているということは全くなくて、当然そういったことに使えるようにすべきだというご意見は非常によくわかります。ただ一方で、今、それをすぐやりますよというような環境にないのも現実なものですから、実際に各区を回りながら事業をやっているの方々との意見交換をしております。その後、また、市民の方々を対象にした意見交換会といったこともやっていきたいというふうに思っておりますので、そういったご意見なんかも聞きながら、また制度をどういうふうに改善したらいいかということを検討していきたいという状況でございます。

○我妻 関連してでしょうか。済みませんが、できましたら手短かにお願いします。

○フロア 60時間認可されている人が、その60時間を満度に使うのに、何か事業所と相談をしていると言われて、何で事業所と相談なのか全然わからないのです。60時間の認定を受けている人が内容を問わず60時間を使うという財源の裏づけはないのですか。

60時間与えても、いろいろ制約していたら使わないだろうという見込みのもとに予算編成しているのですか。そのところを教えてください。60時間を満度に使える予算獲得はしていないのですか。

○事務局（森下自立支援担当課長） 予算は、過去の実績だとか今後の伸びといったことをもとに計上しております。例えば、上限全部を満度に使うことを前提に予算を編成しておりません。いろいろなサービスを提供する上で、実績がどうなっているかというようなことと、そのサービスがどういうふうに使われているのか、伸びてきているのかといったようなことを積み重ねて予算をつくっていくことになります。

○フロア 使えない制度をつくっておいて、実績を基礎にしたらふえることはないわけでしょう。そんな算数がわからないこと自体、おかしいですね。

○我妻 課長の補足をさせていただくのは恐縮ですが、たしかもうちょっと詰めたような議論をやっていたかと思えます。具体的に通勤・通学の時間は、大体の方が朝夕に固まりますね。では、そこで限られた事業者の方をどうするかとか、現状としては、例えば車の中に何人か乗れるのでも、それぞれいろいろな方々が相乗りというのは難しいのですよね。それも相乗りの仕組みができないだろうかというやりとりが市側から投げられて、事業者の方で、では、その相乗りをするのだったらどこかにステーションを設けて、そこから何人かかまっていくのか、そこに乗られない人々をどうするかとか、結構いろいろな議論を、かなり具体的な議論を含めて、それはできるのだろうか、できないだろうか、お金が幾らかかるのだろうかという話まで実話されているのです。

○フロア 実態というのは押さえているのですか。物事は実態を押さえるところからスタートしますよね。

○我妻 そういう意味で言うと、細かい部分まで押さえ始まったところでしょうか。個別・具体の事例を含めて、具体的にそれを組み立てていくのだったらどうしたらいいかという議論があったというふうに私はお聞きしています。

そういうところでいいでしょうか。

ほかの方の発言も保障しなければいけないので、今お手を挙げられた方、お願いします。

○フロア ●●と言います。

今の問題にちょっとだけですが、実は、私は、この集まりの目的がいま一つわからないところがあります。こういう直接的なことで、先ほどの4点以外にも出ていいのであれば、もうちょっと今の話をさせていただきたいのです。

先ほどから、新たな予算確保ということもおっしゃったのだけれども、それ以前に、まずは今の通勤・通学、あるいは定期通院というような定期性のあるものは除外するというところ、そこをまず除外すると、本当はそれだけで簡単にしゃんしゃんではないですが、それだけでも大分違うのだと思うのです。まず、そこに縛りがついているところを除外さえすれば、一方では、政策サポーターの方々では、今、さらに議論が進んでいると。現実的に一遍に来たらどうするというようなこともあるのでしょうかけれども、まず、その縛りを外して行ってみたときにどうなるかという話でもあって、財源のことを余り先に考えると、実際に大変なことになるのかもしれませんが、でも、とにかく縛りがあるということ自体、

現実的に困っている人たちにとっては相当困ると思います。

長くなっていけないのですが、私が実際にガイドヘルパーの事業所と契約しようと思つたときに、定期的でないといけないというふうに言われたのです。定期的なものだめだと言いつつながら、私は定期のお願いをすることはなかったのですが、不定期に何か必要なときと思つて契約しようと思つたら、定期的なものではないというふうには受け付けていないと。何回か、ホームヘルパーではなくて、ガイド支援です、移動ですというふうに言って、そうですよねとお互いに確認しているのだけれども、定期的なものではないと受け入れられないと。

そういうことになると、実際に市の政策と、今、定期性というところで除外規定になっているときに、これまた矛盾しているのではないかなと。ちょっとサポーターの芳への質問とは違ってしまつて続いてしまうのですが、ちょっと確認をしていただきたいのです。

以上です。

○我妻 恐れ入ります。これは、市の方にお話をお聞きしたいということですか。

○フロア 今の話から、相当、定期性ということが除外されているということになると、各事業所に対する市の説明についても、何か徹底されていない部分があるのかなという疑問も先ほどの話からますます強くなったのです。

以上です。

○我妻 課長、よろしいでしょうか。

○事務局（森下自立支援担当課長） 定期性というとならえ方がどうなのか、ちょっとわからないのですが、要は、連続して毎日通うようなものについては対象とはしていませんということですね。定期性でなければだめだよというのは、事業者がどのような意図で言っているかというのはちょっとよくわかりません。

先ほどもお話ししたように、今、移動支援の事業者といろいろな意見交換会をやっておりまして、実態として、どのようなご利用者のご要望があるとか、こういったケースでどう対応しているけれども、どうだろうかというような意見だとか、こんな事例があったというような情報交換もしております。また、そういった中で、定期でなければだめだというようなことを言われたケースがあったということで我々の方からお話ししてみたいと思います。

○我妻 よろしいでしょうか。

そのほか、どなたかいらっしゃいませんか。

真ん中の男性の方、お願いします。

○フロア 就労支援と関係があるというか、交通費のことをお聞きしてよろしいでしょうか。

精神障がい者の当事者の3級ですが、まず1点、フリーパスのことで、今、2級だとフリーパスで、3級だと3万円がしのお金が出るという感じ。リハビリ活動というか、そういう就労支援を受けている人ほど3級でフリーパスが当たってなくて、

2級の人だと全く使っていない人というのが僕の身近でもかなり多いので、廃止にするとか、ばらまくだけではなくて、もう少し就労のリハビリとか就労支援を使いたい人が交通費を使えるようなシステムにできないものなのかなというのが1点です。

あと、道内の各都市間長距離バスの場合、精神障がい者の手帳だけ半額助成にならないのはなぜなのかというのがちょっと疑問です。各地方にメッセージ活動とかに行くときに、非常に負担がかかるのです。旭川に行ったとき、身体の方と間違えられて、1回、半額にしてくれたのですが、次回に乗ったときには精神だからだめですよと言われたのですね。なぜ、長距離バスの場合はほかの手帳と同じような扱いにならないのかというのがちょっとわからないのです。

以上です。

○我妻 ありがとうございます。

サポーターの方で、まず、相原さんにお話しただいた方がいいですか。

○相原 大ざっぱに言いますと、交通費と就労の問題ですけれども、就労のための勤務先に通うお金は通勤費として企業が負担すべきものだという考え方があると思います。

あと、就労活動のためにハローワークへ行ったり、リハビリのために施設に通所するお金は、やはり1級から3級の人に満遍なく必要な人に必要な限り交通費が助成されればいいと思います。今のところ、3級の人は特に額が少なく、1級や2級の人は余り使えない人が多いのに助成額が多いと、確かに直観的な矛盾はあるので、ただした方がいいと思います。

あと、都市間バスの割引は精神にはないという話です。都市間バスになりますと、札幌市ではなく北海道レベル以上の問題になるので、ここで私が答えるべき問題ではないかもしれませんが、これもやはり全国とか道レベルで取り組むべき課題で、ある種の障がい者団体はこれを持続的にやっているの、結果が出ることを期待しててください。

以上です。

○我妻 どうぞ。

○フロア たとえば、一般健常人でも1日散歩切符とか割引の制度があるのをご存じですか。土・日・祝日に使えるJ・Rの普通列車で、区間は限定されていますが、2,200円で当日の24時まで使うのなら何回でも乗り放題とか、往復でも、それから乗下車しても、区間限定であればよくて、それは土・日・祝日のみに発券されています。初めは2,040円だったのですが、160円値上げして2,200円になっているのですよ。そういう利便性のある、例えばオレンジカードとか、例えば市電についてはどサンこバスとか、これも土・日・祝日額面300円で乗り放題的に利用できます。

健常人でさえそういうお得というものを心がけている以上、障がい者がこれだけいいメリットをもらっていると言われるのは、私も障がいの2級ですから福祉乗車証をいただいで感謝しているのですよ。しかし、それをさげすむように、うまくやっていないとか、何回も乗り間違えをしたり、バス路線がすごく込み入って、たくさん路線バス

があることを知らないものですから、つい停留所を乗り過ぎたり違う路線に乗ったり、それは下車するとき乗務員に言えば免除はしてくれるのですけれども、それを言わずに券の提示のあることのありがたさということをいつも覚えているのですよ。

ですから、そういうふうな障がい者だけの券のことでなく、健全人もこの不況下においてはすごく知恵を出してお得切符を使っています。例えば、J・Rに関しては来年も続行するので、普通列車とか特別列車で3連休に使えるお得切符のパス券も出すのです。普通列車の場合は6,600円、特急列車を使う場合には1万8,000円の上代で、自己負担ですけれども、出してそういう路線にお得という企画があるのです。だから、これは、健全人であろうと障がい者であろうと、お互いにそういう知恵を出し合って、実はこういう券もあるのだよ、ああいう券もあるのだということで、障がい者自身も自己負担を迫られるのかということも私は常々思うのです。

市営交通に関しては、赤字を抱えているにもかかわらず、敬老乗車証というものが増額になっている現実があるのです。だから、私は、年度前に乗車証がもらえるかどうかということは、過去の交通費助成の会合があったときにも、いろいろな意見というか、いろいろなとらまえ方ということも、障がい者ながら随分考えてながら使っているということと、やはり、精神の3級の人も福祉乗車証をもらいたいという気持ちは、前に意見を言われ方のようにあると思うのです。しかし、健全人も負けてはおらず、丸得的な券の巧みな利用というものを、特にドニチカキップというものが出ている時代だから、逆にラッシュ時を避ける、通勤・通学時を避ける、すいているときの閑散期に利用するには乗り放題にしても、これは路面電車に限って利用している面だけだと私は見えていますけれども、とてもありがたく見られているという面があるのですよ。だから、時間帯、それから日にちというものを巧みに計算して、自分の行動というものを考えて上手に取り入れて、健全人にも受け入れられるようにしないと、障がい者だけがうまく乗車証をもらっているのではないということも否めなくなると、反目したりということもあるから、その辺が交通局側ではどういうふうになっているのかということも一考すべきでないかと。障がい者も健全人も、ある意味ではお互いに自己負担しながらも考えていて、その結果、地方に出るバス路線の福祉的な制度というものも発生するのか。

極端に言えば、私の弟は神奈川ですから、航空便に関しても福祉のものを出しても構わない。しかし、今、それは身体障がい者には出ているのです。その辺のことも、J・R、それから航空路線、それから鈍行便ですけれども、船便はとても安上がりです。名古屋までも2等の席であれば1万円で行けるという片道料金の設定とかがあります。そういうことで、行動を起こさない限りは、なかなか交通機関の交通費の助成ということも難しいのではないかと思います。

○我妻 ありがとうございます。

ご意見として伺っておきます。

相原さん、もし発言が何かありましたら。

○相原 貴重な意見で、要するに、障がい者も健全者もお互いに利便が図られるように、自己負担も考えていなければということですね。それはそのとおりでと思います。

○フロア 自己破産しない限り、上手に使うってどうか……。

○相原 それは十分考えるべきことだと思います。

○フロア どうもありがとうございました。

○我妻 そのほか、会場の方からどなたかいらっしゃいませんか。  
一番後ろの席の方、どうぞ。

○フロア ●●と申します。

ちょっと思ったことですが、就労についての提言の方で、札幌市からの入札や優遇をされるため、障がい者の雇用ということが1、2、3番に出されています。雇用率を上げるという点ではとてもよいと思うのですが、ふと不安になったのが、入札目当てでただ雇用される方とか、ふたをあけてみたら企業のお客さんになっていたといったことは全く考えられないのでしょうか。

そういったことが全くあり得ないとは言いきれないので、障がいを持っている方も誇りを持って仕事をする、企業のお客さんになってはいけないと思うので、そういった状況にならないことも盛り込んでいただけるといいかなと思ったりします。

○我妻 ありがとうございます。

ご意見として承っておきます。

サポーターの方で、今の発言に対して関連で何か発言はありませんね。

それでは、時間も迫ってきましたが、最後に、もしいらっしゃいましたらもうお一人からご意見をいただいて終わりにしたいと思いますけれども、どなたかいらっしゃいませんか。

どうぞ。

○フロア 最後にということで、もう一度、発言させていただきます。

先ほど申しました●●と申します。

午前中、市の社会福祉総合センターで会議がありまして、その後、来たのですが、午前中、随分、子どもがたくさんいまして、4階の大きなホールで何があるのだろうと思ったら、市内のいろいろな団体が子どもたちを楽しませる集まりをやっているのだと言っていました。どこの団体か知らないのですが、多くの子どもが喜々として遊んでおりました。

そこで、教育の問題に関連しまして、学校へ行って小さいときから障がいに対する教育、理解というものをいろいろやっという発想がサポーター会議の中でもあるということなので、サポーター会議として、市内の障がい者の人たちみんなに呼びかけて、小学校以上の子どもたちになりましょうか、そして楽しい一日を過ごすというようなことも教育の一環として考えられるのではないかなんて思ったのです。サポーター会議でそんなようなことを検討して、そして、とにかくお考えになっていることをまちの中へ広げていく、また、私たちがこうあるべきだなと思うことを現実化していくようなことを考

えていただいたらいいかなというふうに思います。

本当に、サポーターの皆さん、ご苦労さまと常々思っているのですが、きょうはまたいろいろ意見を言わせていただいてありがとうございます。

○我妻 ありがとうございます。

ご意見として承っておきます。

サポーターの方でも、幾つか、札幌市を経由して、講師ということで行政の担当窓口の人たちに対する研修会へサポーターのメンバーがお邪魔したりとか、あとは学校の方にお邪魔したり、何人か役割分担をしてやっています。ただ、サポーターでは人数が限られてしまいます。ですから、そこら辺では、以前にもサポーターの提言内容にもあったのですが、それを酌んでもらって、札幌市の社会福祉協議会でそういうふうに発言できる方を養成して、登録して、それを周知して行って、その方を派遣しようという仕組みが今始まったところです。その動向を見ながら、またより大きくといますか、広くといますか、派遣できるようになっていけばいいかなというふうにも考えています。

中央区の社会福祉協議会の方でそこら辺の情報をお持ちですので、ぜひごらんになっていただければと思います。

それでは、時間がそろそろ迫ってまいりました。申し訳ありませんけれども、ここで懇談を終了したいと思います。

本日の意見交換につきまして、相原サポーターからまとめのお言葉をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○相原 3時からのサポーターとの懇談ということで、たくさんの個別的な意見が出ました。いちいち繰り返しますが、大きく言うと、就労しても給料がちゃんと分配されないおそれがあるとか、働いても最賃法が除外される規定があると安い給料で働かせる問題がある、また、住居問題としては退院後の地域の受け皿がなければグループホームやとりの生活は実際上難しいので、退院後の地域の生活支援、サポートの制度化が必要であるとの意見もありました。それから、細かい問題や小さなことを一つずつ具体化して行って、就労や地域での具体的な防災の行動や参加で差別をなくしていけばいいという意見もありました。ガイドヘルプについては、限られた時間を通勤や通学にも使えるように制度化してほしいという意見がありました。また、企業内で雇用されてもお客さんにならずに働いて、充実した雇用状況が望ましいのではないかと、そして、精神障がい者の交通費の負担については、自己負担も含めて、必要な限り健常者と変わらないぐらい利便性のあるあり方をつくっていったらいいのではないかとという意見がありました。

このように細かい意見をいろいろ出されましたので、私たちサポーターは非常に参考にさせていただいて、役に立てる制度をつくっていくように札幌市に申し上げたいと思っております。

意見の総括については以上です。

○我妻 ありがとうございます。

それでは、きょう、皆さん方の中で、なかなか発言できなかった、また、ご自宅に帰られてから、そういえばこういうことも言っておきたかったかなということがありましたら、資料の中でお配りをしている意見提出用紙というものがあります。この送り先は札幌市の障がい福祉課になっています。障がい福祉課の方に送っていただけると、サポーターの方が目を通しまして、サポーター会議の中で議論を重ねます。そういうことで、その中からまた提言書の中に盛り込んでいく作業に入っていくこととなりますので、きょうの関連する項目以外のことも結構ですから、何かありましたらぜひご意見をお寄せくださればと思います。方法は、メールでも結構ですし、ファクスや郵便でお送りいただいても結構です。よろしくお願ひします。

それでは、以上をもちまして、本日の市民報告会を終了させていただきます。

長時間、本当にありがとうございました。（拍手）

以 上